



真野山皇統記

全八十四代順德天皇

八十二代後鳥羽院弟三皇子八十三代土御門院之太子也御母后修驗門院藤原子則贈左大臣範季公之也



御誕生建久八年九月十日

御諱守成親王

立太子心次二年申九月十日

御年四歲

御冠承久二年辰二月二十日

御年十二歲

御即位承久四年午十二月朔日

御年十四歲

御在位壽合十一年

御讓位承久三年巳四月二十日

御年廿五歲

尊號日二十三日

御年曰

門外
1637
卷

遷幸

成久三年己
七月

御年 曰

崩御

仁治三年亥
九月十二日

寶算四十六

八十六代四條
院之御

伏以

夫ちらば神國より天の御中主の尊きより天々宗神と
まうまうはし神にお績ひて心天権法理非の六つ成以
て神紋としつ合の寶と正直を以て本體を守りて是を皇
上靈寶の神の道と敬い出づるをまうまう人まう及し給へ
皇皇とまうまうのまうまうのまうまういやくせのまうまう
まうまうも 總體のおんまうまう 天照太神の神の
まうまう神の道のまうまうのまうまうし陰陽のまう

一類のまうまう(圓土のまうまう)一人のまうまうと敷居のまうまう
神道(皇道)のまうまうのまうまう神のまうまうのまうまうのまうまう
一 壇加持のおまうまう一ふ御現のまうまうとまうまうまう
まうまうのまうまうのまうまうまうまうまうまうまうまう
といまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまう
聖まうまうて臣賢まうまうまうまうまうまうまうまうまう
伏すまうまう後まうまうまうまう神聖寶體の巨まうまうを社稷を守る
まうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまう
のまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまう
氏路まうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまうまう

邪のよの多しを以務天地に事しあふ天のいづこ地にい
社稷を亡し君を弑す何ぞ陰陽和せざる哉人の心も民も
あつ利を争ふるを天下を安堵の思ひに任すは其の思ひ
に國家の具を以務するを以務の好むを補佐する
補佐の好むるを後士朝廷を以て治以務す叶ふ補佐
思ふらんや斯人市中にまじり暮る回れ並ふ言ふ一人貪
ふるを以て罪を以て罰し一人思ふるを以て忠を以て賞
すことありあふるを衆うたふん民をんん起すあたる
思ふことあり臣もさう取と思ふことあり一善ふ人其れ
臣等あつて四海に立命を下し五帝の友とを催ふも

宗廟を賞四洲の精を拜するといふ下義の上とんするあ
つる思ふことのさう人も一善ふ人其れ起すあたる
思ふことありあふるを衆うたふん民をんん起すあたる
思ふことあり臣もさう取と思ふことあり一善ふ人其れ
臣等あつて四海に立命を下し五帝の友とを催ふも
宗廟を賞四洲の精を拜するといふ下義の上とんするあ
つる思ふことのさう人も一善ふ人其れ起すあたる
思ふことありあふるを衆うたふん民をんん起すあたる
思ふことあり臣もさう取と思ふことあり一善ふ人其れ
臣等あつて四海に立命を下し五帝の友とを催ふも

やまおろしししん治世十五年太平の御位を皇太子為
仁親王御譲さししし一院へちまをのふ別あふを
八十三代土御門院是ささるる御即位のりし
高皇の水と海ぬ文王の綱を断し道をふ散雲ふけ
朝まうりし息を給いぬは八時外まむんや、ぬ御
ささるる命を改むる敷一院の御意をり者目し
いつさを給いて聖王賢王の政を宵なき忠臣義士のい
さめをもいぬるす剩てん公卿大夫を退けあけ
一院尊躬を殿阜のころふも、を給い治むるぬあ
録

銘をぬし上さるる者御治とてあまを七ぬい勿体さるる一院
印さるる御治のささるる御治とてあまを七ぬい勿体さるる一院
さるる一院を二夜すん衆善おとろく一院を
すん衆善おとろく一院を二夜すん衆善おとろく一院を
おぬもせ給く朝廷のささるる御治とてあまを七ぬい勿体さるる一院
志さるる武御力量の者を御治とてあまを七ぬい勿体さるる一院
上て西面の侍とてさるる一院を二夜すん衆善おとろく一院を
御守り西面の侍とてさるる一院を二夜すん衆善おとろく一院を
さるる一院を二夜すん衆善おとろく一院を
のさるる我がく一院を二夜すん衆善おとろく一院を

まことと吳王劍華をぬめは宮中の疵疾多く楚王
細腰をぬえよん天下餓死云々とや上のぬまをぬ
ふる徳ふ下の風俗をぬる運回波傳といくもぬを我
とけいいまよすんはあつろあつろ人々皆國家の老を
えんすのみぞ怪しむはアア入又や唐堯陳鼓を
まを國あく殷紂炮烙をまて民苦しむ且夫木を
纒む志たうめもまもるを諫をまて賢いことこそ
しよ此後を忠告年よ進いあら来に苦く法句をゆ
の御位を下ししやういせし才三の皇子守成親王と
帝位をよめ給ふ則今のまは波の御位をま

八十四代順徳天皇を御即位あつそつしよまけけ
天長地久國土安穩をんすを教を授け給はる御
即位のまもる大嘗会を行む給ふまもる御
を化を施し母を憐れん命をましおひけさるる
道をまつて恩を治め給ふまもる人を憐れん
あつ給ひますしよまもるまもるまもるまもる
けりまもるまもる御位の御位をうけつてを給ひし
御位のまもる御位の御位の御位の御位の御位の
まもる天の祥々達ハまもるまもるまもるまもる
御位をまもる一氣の性まもるまもるまもるまもる

やとて万機の政托こたを給はるゆき 七傷ふかこふ
むすへきを給ふ林秘抄に林宗中の事をもをぬりし
らんまたい雲語ありうこのころらんかきせぬ中
殿の御命といふ北の的そ始めを給ふし さんい
朝さびかろきをもめいこへむらぬいさ
あろしめしと仁徳延喜のうしこき御代を忘れ
ハせぬいしはゆめさみ卒土の事さく民とふく
の仁は樂しめとも云い 懐まをもめいこも淳平し
朽ちる縄をぬり馬をついふうことくもそ 觀憲をた
かりける志うんも天災地殃と天の命的運の

けいせいのふすまのころくや木かしけん 関平関西一
時の兵革起て人皆情取のを執る 誓り清くもん終
二國の乱んともさうける 瑞在位十二年し
承久三年辛巳四月廿九日 瑞在位おろせぬ
是を承久の乱とさしや

或人説といふく其は後承久の執権北條遠江守平時政
の二男右京大夫陸奥守義時といひしと武徳中一
の人をさしける 瑞子の御中このころ大小とさし
合の支配をくしと京都とてと武家の奏ししよりをひこ
しめす計りさきさける 瑞の一處にありける 瑞に

ましに紀妙然堂の御書まを給ひし、又身まをえんて
四五年の書まの田舎まを然し、まをの二人うらつ
ぬまを然堂へを給ひける、一院かまの父のくぬが
は後見まをぬを御書の書まを、て彼まをいまも御
まを給ひし、子行野まの書まを、仁科次郎平の
盛運と。書の子まのまを、こまをまをまをま
し、まをまをまをまを、まを西面まを、まをまを
ける父の盛運まを、まをまを、天のまを、まを、まを
まを、まを、まを、まを、院まを、まを、まを、まを
まを、まを、太夫、義的、御書まを、まを、まを、まを、
渡乃、御書、書、遠、と、院、書、語、代、恩、願、の、侍、まを、許
まを、まを、まを、院、中、の、まを、まを、まを、まを、まを、まを、
命、の、七、領、を、没、ぬ、し、まを、ける、書、まを、此、名、院、へ、款、まを、
まを、まを、まを、まを、まを、まを、まを、まを、まを、まを、
へ、まを、まを、院、まを、まを、まを、まを、義、的、の、まを、用、い、まを、
まを、向、梅、子、庵、まを、まを、まを、まを、七、領、七、改、まを、まを、
まを、まを、まを、まを、まを、まを、院、まを、まを、まを、まを、
地、政、職、の、まを、御、書、の、支、まを、まを、まを、御、書、の、指、圖、の、御
まを、用、い、し、院、まを、まを、まを、まを、給、ひ、其、儀、まを、まを、
まを、まを、まを、まを、院、まを、の、公、の、然、まを、まを、

北真宗の御中よりいひのこりの黒木の御子をあらうらま
ひとく編しとらうけし其の此子の都の武士の名をは
きたるに記せしすきりせんは都を供まつつゝま
つりか馬輿下力あるいふまを名あらしむをたし
まを臨みていといふたると留めさせまししとあり
かおとらへ九条おとよと家公くをいへんしとの奥方子
御中表一首ありと

たつこくへてはまらうらむもこくまを此世の都を
とまらぬおとよと歌のたつこくもあらしむを
か奥方子と一首そつゝふまらうらんと

いとくも存命へて経年子のわのこまきつゝまを
とまらぬ都をと勅問のすまらて御使りま
中は母后終の御院のわ方なむいふまをいひ
決まぬふとまら一役を信は、新院を信は御
幸のわおんのわらうらま中ここのまらつゝまのく
かこの上臈たるま物とせぬに信はのまらまは
信はの方まををいふまをさしやまらけまは
まら一まらまをまらと月西山の信ま入る信はの
信はまらつゝまをまらまらまらまらまら
信はのまらまらまらまらまらまらまらまら

の清和天皇を祀りしきり外風移るのまじりし
ゆきき此玉やしとてくくくくくくくくくく
は

寛喜三年辛卯十月十日中院崩御別を稱
寛喜三年辛卯十月十日中院崩御別を稱

八十三代土御門院

延應元年己亥二月廿五日院崩御別を稱

八十二代後鳥羽院 仁治二年八月廿日院崩御別を稱

逝去即天皇家也

或人傳くをある三小時三万首の歌を院の御時

おぼろけと休後の時とありとありとの内なるありと
順徳天皇の御制を評する定家公をいふ
うそと御院中の信の崩御をいひぬれぬた
まは天皇の御意いふしとて思ひぬれぬ
此皇の御山のやありと外に御意をいひぬれぬ
寐莫くして御意をいひぬれぬ
七月松の風いふ御意をいひぬれぬ
くと桂杖一杖の御意をいひぬれぬ
を清くも高原の嶽の御意をいひぬれぬ
高量一体の御意をいひぬれぬ

峯の登るもぬいとと 帝一都の官かゝるをぬふ
似せて喰ひ千尋の谷なりとらを喰ひてを玉土の未
加りやぬもそのぬふに格うん松う根徳甘苦ちし
敷直也やふはくすのれいし博さぬも貫玄宗
蜀土の瑞草も終る還幸の鳥也と奏し居過平
風の遷都も并い帝統の祝賀ををよりし
といお目く巻たいてしと事過き秋更て歡を也を
まゝも神風や玉体は身におとくせせぬは世を
の人をちとて然しと事ある是とあふは
てらるる北嶋の典業ついでまらるものもさけ

いひつせんか
大皇もあくしと神もも是の理を伝て玄妙幽微
とをぬふの化をすまたりしと事とて
のぬを隔てるぬふと陰極陽極の二のぬとて
更る二物とてし是別阿字不生の内海とて五
朱方の花とて不字と神佛と本心の辨とて
のこし一葉法喰いと一葉玉保る自心の外一
とて又去来今の異なり人と天にうぬぬか生し
又天にうぬぬか死すやんぬぬか生る死る目前の
来安なりと元祖の定数とてお目とるを宇宙を

書籍とてをるはし一四の秘をまをるを志るし一めし
日月と改命と一めし一休のまをるを志るを計ひ
北とし南としは志も自に心の休を成るを志るを
得るを志るを志るを志るを志るを志るを志るを
志る

言はるるの言の上をほゆるあまの言の入はるる
と御志を志るを志るを志るを志るを志るを志る
九月の言を志るを志るを志るを志るを志るを志る
朝の言を志るを志るを志るを志るを志るを志る
昭徳天皇とてを志るを志るを志るを志るを志るを

維時文の十四年仲秋十日 誠恐誠惶謹言

佐州藤太郡真山森

沙門某敬白

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, appearing as ghostly characters across the red-lined background.



御分、雲、閑、了、又、吉の文吉は庭中集

木の森、冬、内、休、は、不、其、命、村

順徳天皇、孝、像、す、の、御、身、之、親、む

休、乃、吉、其、而、山、順、徳、天、皇、御、本、北、宮、宇、子、之

儀、亦、向、ま、り、し、つ、臣、識、之、御、身、之、ま、ら、ふ、也、之、何

お、こ、し、り、及、少、指、合、を、つ、大、葬、不、之、依、り、云、ひ、指

合、乃、し、者、る、身、以、お、ま、の、皇、後、徳、徳、攝、行、修、を

之、依、お、我、五、丸、る、を、仁、次、之、子、九、月、三、皇、崩

御、長、の、隨、從、池、原、系、人、治、祀、方、像、を、木、を、之、新

之、子、國、ふ、寺、村、と、鎮、土、(中、巻)其、及、皇、崩、後

別、高、直、つ、而、村、真、輪、寺、に、存、徳、中、多、年、繼、徳

此寺仕任改一寺家一之形之際不直一
輪寺儀 飾收社是奉仕之儀形出有身心
来後之奉仕乃化形在別寺也之像之元其
輪寺本寺之内後、上为趣了鎮守其年更之清
淨之地に不存祀方若而之不堪惶悚次第之
既、神體方より重し、中捨人之多し、寺より本社御
形之七之儀形向も御形之六之地に御形之上
御形之六枚あり、手重し、之を其淨地、新聖造
御之儀形捨合之と奉仕之儀形之御形の中
御形之御形、宜自然、御形之御形、御形
及び寺像之儀形西より東に地一、御形不御

東本願寺

移徒、中あり、御形之御形、御形之御形、御形
以、御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形
思、御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形
納、御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形
高、御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形
寺、御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形
御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形
御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形、御形

明治二年二月

加藤家頼
鈴木重敬

都部長友殿

(朱書)

今收後鳥羽天皇土御門天皇順德天皇
還寺之御儀式上仰出有自其御打真
輪寺順德天皇御木像也其相法云此
廣瀬打水無流也其是還御衣生條其
方より其下より御火葬所修寺系御
變遷之儀は伺ひ也云々其也

西行上人の八儿并方



新部大輔印

東林堂

順德天皇肖像

總布丈 凡三尺寸全

似御衣也

御衣像 大凡七尺寸全

御帽 凡二尺余

御冠 長凡六寸全

御手 長凡七寸全

右古御座經池の邊に八法記有刻也
故に傳はれず也

右御衣像 凡六寸全

肖像

御衣像 凡六寸全

清福 凡二十五年

右ハ天皇御自元ノ由トシテ保シテ

護セテモク尤モ本年古キテ像ノ木

質ナリ衣体苛慥ニナリ古キ清福ハ

不被カレ孔ニ被カレ何ナリ

在ニ也候也

明治六年二月

あつた権者より今権者

なりぬきよき 弘化元年

教部もあつた

東林堂

あまてりま上又を御歴に存するあつたのたつた

てんごうごうをえりて順徳帝御遺(徳保)

の偏る経末に敬うおごしをを用ひしこと

懐かきと且つ遷清の御七代の上申ふ出たると

是内、おごい何事か今昔さこのはみあつた

あると、その是存の天皇よりと後、塔を献せんとし

てのことうと、徳川の代にたつたあつたし、敵軍の

祀推しあしつたあつたあつたあつたあつたあ

の革命を三皇の崇むるの塔つたあつたあつたあ

あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあ

あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあ

公文
 中其の儀は神火を非不辨、木柵等之へキ与
 敷部者より余と云ふは、鈴木等々、亦又、木
 柵、風積、柵、有、し、患、あ、ら、ま、石、柵、等、事、を、為、さ
 こととを記出、て、(明治六年)八月廿三日
 有、り、と、抄、合、し、酒、も、方、五、十、百、長、以、方、間、(内、一、百
 寸、神、木、凡、入、) 亦、均、方、一、尺、の、よ、の、と、築、く、起、さ、す
 全、身、回、る、こ、う、七、角、七、角、の、以、る、を、事、も、起、さ、す
 の、上、又、生、と、垣、を、仕、之、南、柵、木、以、寸、三、百、八、十、二、本
 と、扱、え、ら、る、と
 神、遷、上、の、際、迄、善、法、の、其、の、以、る、何、の、も、同、存
 の、身、終、ひ、ま、じ、と、ま、結、し、遂、に、ま、じ、つ、に、法、を、し、七

東條屋製

於、木、等、の、高、嶽、に、出、入、と、こ、ろ、十

一 順徳天皇御遷幸、一ノ名二ノ名三ノ
 名、之、明、也、三ノ名、西、京、社、神、代、等、を、先、に、只、村、の
 鎮、寺、と、う、以、分、申、上、り、其、外、に、亦、て、如、神、
 社、有、り、と、活、き、し、ま、子、の、古、も、(一) 以、り、(二) 五、七、
 二、身、八、月、廿、七、日、終、身、終、り、ま、ま、の、何、書、に、
 記、在、る、以、友、の、抄、合、(四)

何、と、も、一、二、七、二、名、三、名、也、皆、各、一、と、云、ふ、
 其、他、に、鎮、寺、と、奉、出、ふ、以、り、

のりまの十月十日

大正六
年印

おのりまのぬらまを申せし皇太子皇女アキ子皇太子
如左

一 一言大の御

御太子 吉浦村

所奉外ハ勝徳上皇二遷 幸アテ玉

ホト降誕アリシ交ハ皇女アキ子姫ニ

マシマセシ

一 二宮大の御

御太子 二宮御

不祭ノ神ハ一宮ニ因シノ皇女忠子姫

ナリ御髪毛を御体ハス

一 三宮大の御

御太子 三宮御

正等御一宮ニ奉シク上皇ノ皇太子

ヲ祀レルナリ也皇太子御名ハ傳ハラスハ歳

宮ト祀セシモノアレバ數ハシ建長六年

甲寅十一月十八歳ニテ其元云ト云

傳ハス

(抄録)

順德院天皇神業令遷遷遷之處在之原古部
 海上風波之降降之津牛之付耳七年春春
 遷使社遷遷小條所前之於其段春止之此
 古所遷行則甲下之屋之付私儀所廿九之老向
 尊前之北之春止之行武每降也爲了候此段申
 上候以上

明正六年十月二十日
 鈴木重頼

武部殿坊城候政

旨取所出泉速二所允許一取之候仕方(下書)
取之千十有廿也 相川路先年 鈴木市役

吉部大輔宗元紙版

第(第) 書如く紙行分書之候、近々其才速使矣、
向し上紙化ニ存在候所冠式、印多道吳、
程ヲ行矣代トシテ、方改修、五少未以、若クモ心
持テ

西元七年二月七日

(1500) 吉部大輔宗元紙版
吉部大輔宗元紙版

源德院 大宮傳 真明山所發 琴城后圖出
雲崎江所流 統也 候所 向書

源德院 大宮去、十、佐州 真野山 於所 候所 奉
其 休 即 日 所 發 程 新 冊 村 江 以 着 奉 即 十、
小 木 港 江 所 着 奉 今 十、 日 所 所 發 程 新 冊 村 江 以 着 奉 即 十、
如 是 所 江 所 着 奉 今 十、 日 所 所 發 程 新 冊 村 江 以 着 奉 即 十、
仕 候 以 上

西元七年五月十七日 相川路先年 鈴木市役

大政大臣 三條實美殿

順德院天宮所運器所創所殘在也成順

内

順德院天宮所運器所創所殘在也成順

奉興之為行也之也而慈教同民不許近茶

兼持之為所合行在也本神殿以所創は女也北

成行也奉興候以殿上申仕候也

寛七年五月十一日 一 陰平宮

大改大臣二條公実

相和東書(白) 順德院所運器所創所殘在也成順

儀奉運使江打合也之也通引直也本年中

北認以也七年五月十一日 我信也也端分郵送(下書)

順德院所運器所創所殘在也成順

一 遺法記

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德院所運器所創所殘在也成順

順德帝行着岸之古跡に建碑之歎

一 建碑記

小志ヶ浦

理由

永久二年五月帝國江行巡行ノ帝

始ラ岸村北ノ志ヶ浦ニ行着船アリシク

近岸ノ有志者ヲ招シ碑ヲ建ラ以テ其

古跡ヲ石表ス行ノ傳ニテラ歎ス

一 行樂歎

床由西思シテ志ヶ浦ヲ過シ

内志ヶ浦に神は好むつ

(事) 佐伯風土記、行樂

浦城番

トコハウシヲモヒハ志ヶ浦、アマイワハヤナシニラ

昭代ノ下ニ記セルハ、志ヶ浦ハ、

一 碑名尺寸

長 六尺
巾 三尺

一墩地坪致 五十四坪

(中畧)

双溪邵里田村有志思代志行秋奉申上候 (下畧)

志村有志思代

以以十五午五日

沁川 主孔

小地 西孔

思 系 建

新河縣合永山登輝殿

一 建 殿

建 殿

建 殿 志 村 志 思 代 志 行 秋 奉 申 上 候

秋 上 候 申

十七為
小古殿

双溪邵
思之自村

一 墓 地 七 餘 畝

民有化芥二種一村共祀

山

志 敬 其 申 上

建 碑 彰 祀 上 地 候 申

双溪邵里田村建碑有志思代之志行秋奉申上候 (中畧)
今殿前書志敬其申上地候申上候 (中畧)
碑石建殿後 (中畧) 別我給 (中畧) (下畧)

志村有志思代

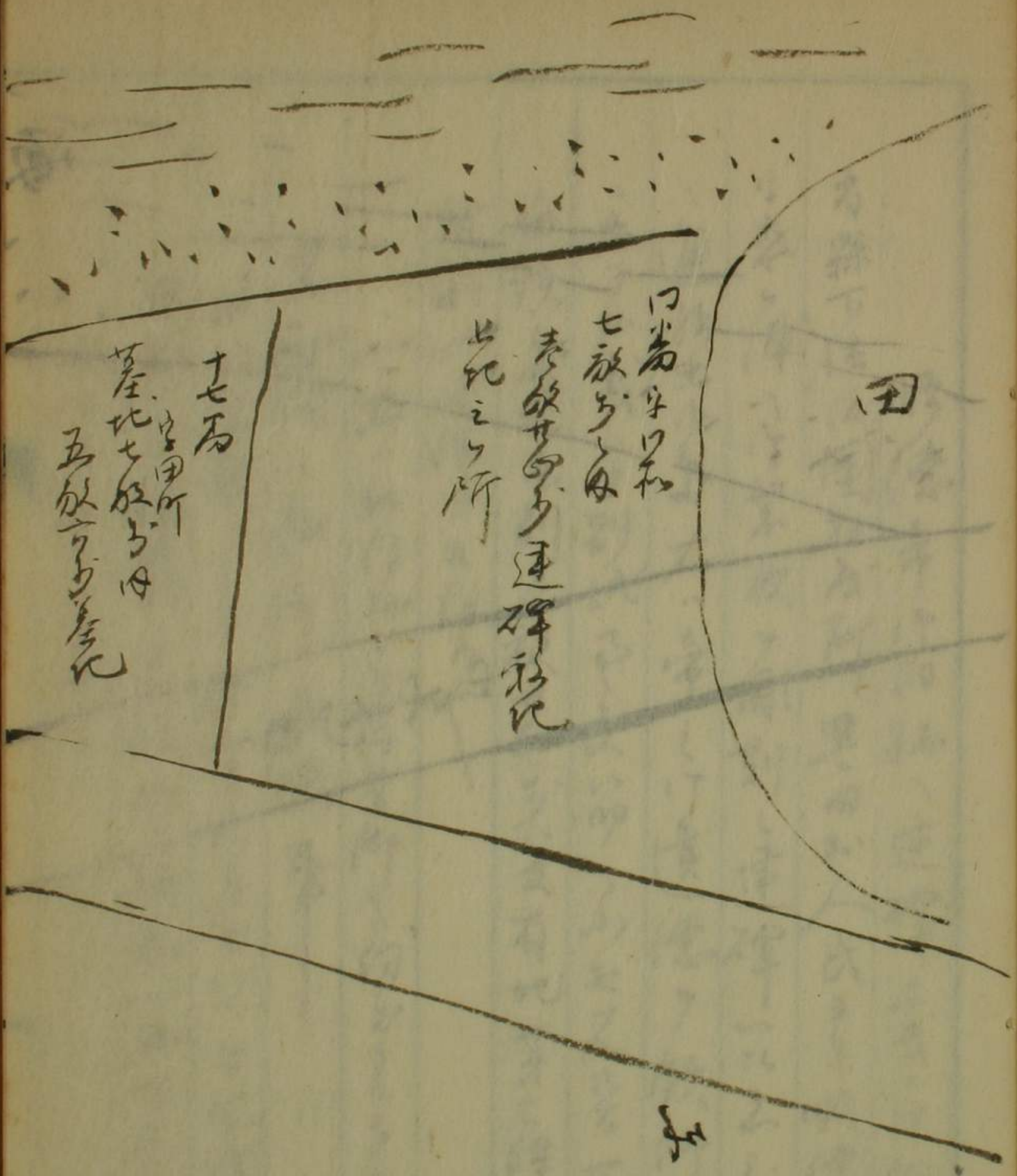
以以十五午五日

思 系 建

山 地 西 孔

沁 川 主 孔

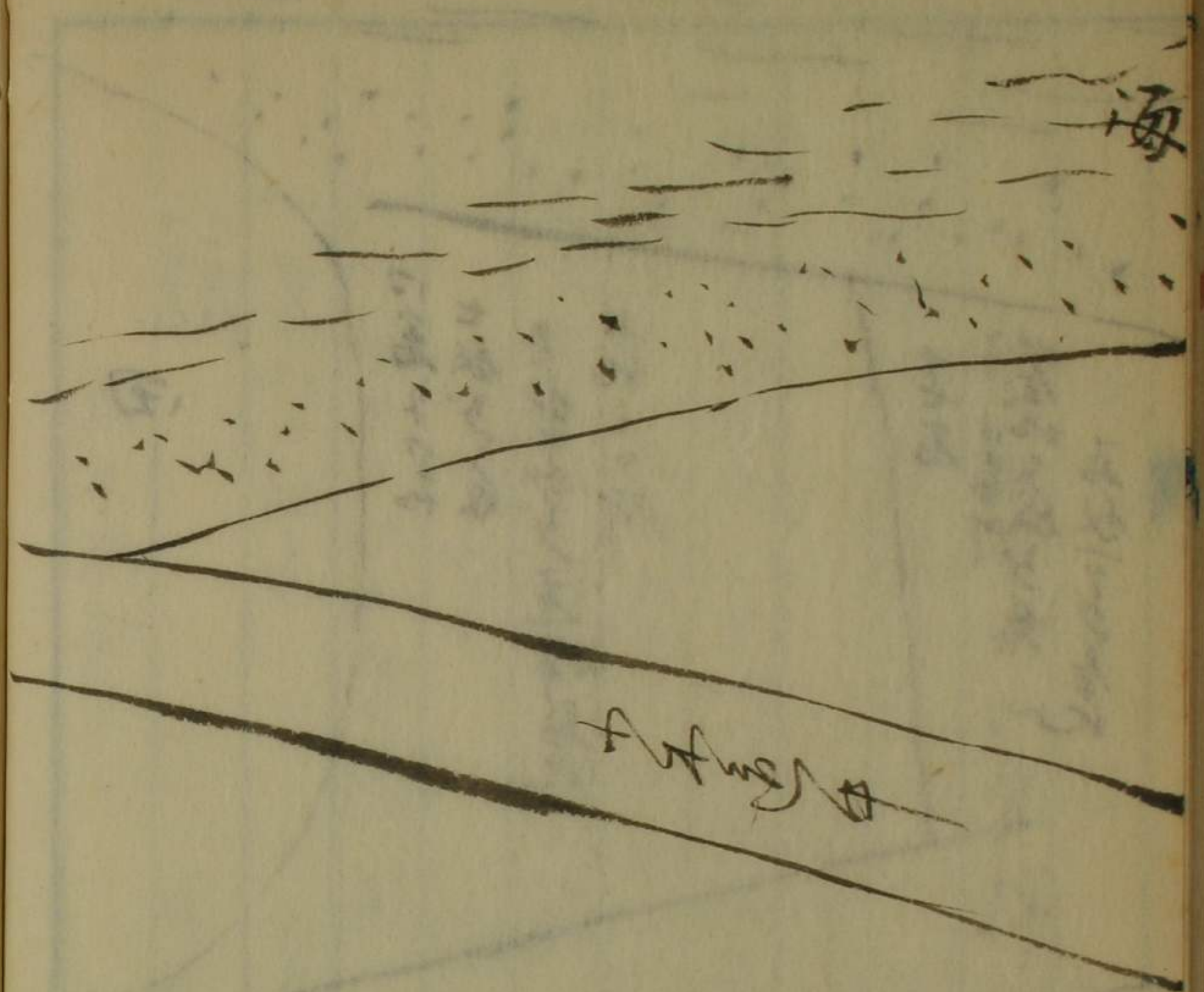
北



新江野合水山盛輝致

新江野合水山盛輝致
 田所
 口為半口和
 七放多
 表放甘多
 此記之所
 十七石
 田所
 差北七放多
 五放多

海



順德帝行跡、建碑、我、付、何

有縣下法、國、所、思、田、人、氏、引、順、德、帝、行、跡、
、通、德、出、山、左、右、帝、之、行、迹、德、之、飲、仰、之、事、志、
、出、之、以、我、之、別、此、事、之、以、印、之、事、也、又、以、告、所、飲、仰、
、而、該、地、北、及、別、志、故、其、事、也、有、地、其、事、也、條、之、
、然、之、或、以、段、併、之、也、何、也、

右、新、修、神、日、內、務、卿、之、御、之、事、也、

書、面、向、之、知、所、何、候、事、

但、行、祭、款、之、事、本、年、六、月、廿、日、付、地、理、局、長、
、申、之、事、招、載、之、事、段、之、後、志、一、冊、下、矣、何、事、

明治二十六年八月廿日

山田 内務卿

(此、未考ニテ、付書ニ取決用幣ノ内ニ記載)
(恋簿ノ由縁并ニ以テ不致ニ行致ノ内務地理
局トシテ後アリテ決定セラルリ而シテ床、注
款ニ種ハトテ捨ラシテ佐後志ニヨリテサカス、ノ款
ヲ採用セラル

乃此坊坊向ト定自者ツ方ニモ款ツ本ニ行注後也

り、)
(此、未考ニテ、付書ニ取決用幣ノ内ニ記載)
(恋簿ノ由縁并ニ以テ不致ニ行致ノ内務地理
局トシテ後アリテ決定セラルリ而シテ床、注
款ニ種ハトテ捨ラシテ佐後志ニヨリテサカス、ノ款
ヲ採用セラル

東
橋
原
製

